

意見書

平成29年12月6日

千葉地方検察庁特別刑事部

検察官 ■■■

被疑者 秋葉 幸一

弁護人 吉永 雄二

同 後藤 裕造

上記被疑者にかかる千葉県個人情報保護条例違反被疑事件について、以下のとおり意見を申し述べます。

第1 意見

被疑者の行為は千葉県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）63条の構成要件を満たすものではないので、嫌疑なしとして不起訴処分とすべきである。

第2 理由

1 被疑者の行為

被疑者は、平成28年3月22日、千葉県立成田北高等学校（以下、「成田北高校」という。）の卒業生の個人情報を使用して、同校卒業生335名に対して、いわゆる安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を送付した。

2 被疑者の行為が条例63条の構成要件を満たさないこと

（1）条例63条の趣旨

条例63条は、「個人情報をご自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」に処罰すると規定している。千葉県個人情報保護条例解釈運用基準は、条例63条の趣旨について、「個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取り扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を私的利益のために用いた職員等を処罰するものである。」と説明している。

(2) 条例63条に該当する例

条例63条に該当する典型例は、個人情報を名簿業者などに売却して提供する場合である。この場合、対価として金銭を受領するから、自己の不正な利益を図る目的が存在することは明確であり、処罰の対象となる。なお、この場合は、個人情報が流通して悪用される可能性もあることから法益侵害の程度も高い。

(3) 「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」の存否が問題になる場合

個人情報の提供の場合と異なり、個人情報の盗用の場合は、自己又は第三者の不正な利益を図る目的が存在したのか否かは必ずしも明らかではないことがある。個人情報の盗用で当罰性があるケースは、退職後の起業の顧客情報として個人情報を使用するとか、又は特定の個人を誹謗中傷するために個人情報を使用するなど、「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」が存在することが明白な場合に限られるべきである。

(4) 「不正な利益を図る目的」についての解釈運用基準

条例及び千葉県個人情報保護条例解釈運用基準では、「不正な利益を図る目的」について特に定義・説明はされていない。もっとも、条例63条とほぼ同内容の罰則規定を設けている宮城県個人情報保護条例67条の解釈及び運用基準によれば、「不正な利益を図る目的」とは、「金銭を受領するため、退

職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、他人の正当な利益や社会公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。」と説明されている。

前述のとおり、条例63条と宮城県個人情報保護条例67条は、ほぼ同内容の処罰規定であるから、特段の事情がない限り、条例63条の「不正な利益を図る目的」の解釈も宮城県個人情報保護条例67条の解釈と同様に考えるべきである。

(5) 被疑者に「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」があったか否か

以上を踏まえて、被疑者の上記行為に条例63条の不正な利益を図る目的が存在するか否か検討する。

被疑者は、卒業生に対して、いわゆる安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を送付しているが、安全保障関連法は、成立の過程で合憲・違憲の大論争となり、国会に招かれた参考人の憲法学者3名が一致して「違憲」と指摘し、他の大多数の憲法学者も「違憲」と表明するなど大きな問題がある法案であった。また、国民の間でも安全保障関連法の反対デモが盛んになるなどの社会現象が起こった。

安全保障関連法は、このような問題を抱えた法案であるにもかかわらず、強行採決の結果成立した。これを目の当たりにした被疑者は、若い人たちが政治に無関心ではいけないと考え、安全保障関連法の廃止を求める署名用紙を卒業生に送付した（なお、賛同できない場合は破棄するように記載されており、署名を強制したわけではない）。

被疑者は、戦争のない平和な世の中の存続を願い、それが日本という国の公益に資するという思いがあって、卒業生に署名用紙を送付したに過ぎない。署名活動という平穏な方法であり、かつ、前述のように卒業生に署名を強制したわけでもないことを考慮すると、被疑者には他人の正当な利益や社会公

共の利益を侵そうとする目的が毛頭ないことは明らかであるから、社会通念に照らして妥当性を欠くものとは言えない。

(6) 小括

したがって、被疑者の行為に「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」が存在したとは考えられず、条例63条の構成要件を満たさない。

3 その他の事情

上記のとおり、本件は構成要件を満たさないので、被疑者には嫌疑がなく、不起訴とされるべきである。加えて、本件では以下の事情も存在するので、この観点からも被疑者を起訴すべきではない。

(1) 法益侵害の程度

被疑者は、卒業生本人に対して署名用紙を送付しているので、個人情報第三者に流通して悪用されることはなかった。よって、条例63条が想定している典型例である名簿業者へ個人情報を提供する場合と比較して、法益侵害の程度は低い。

(2) 態様が悪質ではないこと（個人情報をもっていた理由）

ア 被疑者は、平成22年度春から同26年度末の5年間、成田北高校にて執務にあたっていた。この間、被疑者は、成田北高校の教員が生徒のデータを共有して生徒理解を高め、業務効率を上げられるように、マクロプログラムを開発してシステムを作り上げた。

マクロプログラムの開発には集中力が必要なので、被疑者は通常業務が終わり、部活指導も終えた19時ころからマクロプログラムの開発をしていた。被疑者が残業することは常態化しており、生徒のデータやマクロを自宅に持ち帰って作業することも多かったが、自分が頑張れば成田北高校の教員の業務効率を上げられるという気持ちでマクロプログラムの開発に勤しんでいた。そして、被疑者がマクロプログラム開発のために、残業

したり自宅作業をしたりすることについて、当時の管理職（教頭）も黙認していた。

イ 被疑者の在職中には上記システムの引継ぎが終わらなかったため、退職後も被疑者は何度か成田北高校に行って、上記システムのメンテナンスをしたり、現職教員の相談に乗ったりしていた。上記システムのメンテナンス作業は、教務室で当時の教頭の目の前で行っていたが、注意されることもなく黙認されていた。

ウ このように、被疑者が生徒の個人情報を保有していた理由は、学校業務を遂行するためである（被疑者の個人的な学校業務というよりは、成田北高校の教員全体の業務効率をあげるためである）。

被疑者は在職中から生徒の個人情報を有していたので、この時期関係からしても、被疑者が署名用紙の送付目的で生徒の個人情報を持ち出したわけではないことは明白である。なお、退職後も被疑者が生徒の個人情報を有していた理由は、上記システムのメンテナンスをするために必要だったからである。

したがって、本件は目的外使用するために個人情報を持ち出したケースではなく、その態様は悪質とは評価できない。

（3）一定の社会的制裁がされていること

被疑者に対しては、平成28年5月20日付で、千葉県教育委員会から勧告がされており、すでに一定の社会的制裁がされている。

第3 結論

以上のとおり、被疑者には嫌疑がない。また、上述した事情が存在することを踏まえても、被疑者を不起訴処分にすべきである。

以上